

## 【緊急！】消費者トラブル注意報 第89号

# 県庁などの公的機関を名乗る不審な電話に注意！

県庁などの公的機関を名乗り、口座番号などの個人情報聞き出そうとする電話があったとの相談が寄せられています。

## □事例

高齢者宅に県庁職員を名乗る電話があり、銀行の口座番号を尋ねられたため、口座番号を教えたしまった。どのように対応すればいいか。

## □消費者へのアドバイス

### ①公的機関の職員が個人情報を電話でお尋ねすることはありません

県庁職員などの公的機関の職員が個人情報（口座番号・暗証番号・預金額など）をお尋ねすることはありません。そのような電話がかかってきた場合は絶対に答えないようにしましょう。また、電話を早急に切って、消費生活センターや警察署等に相談してください。

### ②通帳記入を行い、不正引き出しの被害にあっていないか確認しましょう

事例のような状況に遭う遭わないにかかわらず、定期的に通帳記入を行い、不正な引き出しが行われていないか確認しましょう。万が一、身に覚えのない引き出しがあった場合は金融機関に連絡しましょう。

※お困りの際には、県や市町村の消費生活センター・消費生活相談窓口にご相談ください。

### ■熊本県消費生活センター 相談電話 096-383-0999

（相談受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

### ■最寄りの警察署または警察安全相談電話（#9110（受付時間：24時間））